

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【告示】

- 特定施設の設置許可申請
- 知事指定薬物の指定の失効
- 指定障害福祉サービス事業者の指定
- 指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出
- 道路の区域変更
- 道路の供用開始

【公告】

- 飼料試験結果の公表
- 土地改良事業施行認可申請の縦覧
- 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了
- " " "
- " " "
- " " "
- 不在者投票を行うことができる施設の指定の一部改正

【選挙管理委員会】

（県例規集登載）

選挙管理委員会	" " "	畜産課	"	道路整備課	"	障害福祉課	医薬安全課	環境管理課
		耕地課						
		建築指導課						

目次

担当課（室）

◎岡山県告示第一号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定により申請のあった特定施設の設置の許可申請の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成三十年一月五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

1 申請の概要

(1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

名 称 フェニテックセミコンダクター株式会社

住 所 井原市木之子町150番地

氏 名 代表取締役社長 谷 英昭

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

名 称 フェニテックセミコンダクター株式会社本社工場

所在地 井原市木之子町150番地

平成30年1月5日 岡山県公報 第11953号

(3) 特定施設に関する事項

区	分	新 設	
種	類	65 酸又はアルカリによる 表面処理施設（100）	
能	力	シリコンウエハー 約3枚/日	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		許可後直ちに	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		着手後約2週間	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		工事完成後直ちに	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		断続24時間	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに当該汚水等の通常量及び最大の量	区 分	通 常	最 大
	水 量 (m ³ /日)	0.001 0.000017	0.001 0.00025
	p H	10	11
	B O D (mg/L)	6	7
	C O D (mg/L)	1	6
	S S (mg/L)	0	2
	T - N (mg/L)	10	20

備考 1 種類は、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1の号番号及び名称とする。

2 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに当該汚水等の通常量及び最大の量の欄中数値が上段及び下段に分かれているものについては、上段は公共用下水道に排除される量、下段は産業廃棄物として処理委託される量を示す。

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

変更なし

(5) 排水口に関する事項

変更なし

平成30年1月5日 岡山県公報 第11953号

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期 間 平成30年1月5日から同月26日まで
- (2) 場 所 岡山県環境文化部環境管理課及び井原市役所

平成30年1月5日 岡山県公報 第11953号

◎岡山県告示第二号

岡山県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例（平成二十七年岡山県条例第十七号。以下「条例」という。）第十三条第一項の規定により、次の知事指定薬物の指定は、その効力を失った。

平成三十年一月五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 知事指定薬物の名称

- 1 アダマンタンーイーイルーペンチルーイーインダゾルーイーカルボキシラート（通称名ACBL(N)ー〇一八）及びその塩類
- 2 ーイー（四ーエチルフェニル）ーイー（二ーメトキシベンジル）プロパンーイーアミン（通称名四ーEAーNBOMe）及びその塩類
- 3 二ー「（四ーブロモー二・五ージメトキシフェネチルアミノ）メチル」フェノール（通称名二五BーNB OH、二CーBーNB OH、NB OHー二CーB）及びその塩類

二 指定の失効の理由

条例第二条第六号に規定する薬物に指定されたため

三 失効年月日

平成二十九年十二月二十九日

平成30年1月5日 岡山県公報 第11953号

◎岡山県告示第三号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者を指定した。

平成三十年一月五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

ふくろうヘルプ

2 所在地

勝田郡勝央町平八六五番地

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社永心

2 主たる事務所の所在地

勝田郡勝央町平八六五番地

三 指定年月日

平成三十年一月一日

四 事業所番号

三三一三六〇〇六〇

五 サービスの種類

居宅介護、重度訪問介護

平成30年1月5日 岡山県公報 第11953号

◎岡山県告示第四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第二項の規定により、次の指定障害福祉サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

平成三十年一月五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

サポートセンターひだすき

2 所在地

備前市浦伊部五八番地一一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人ひだすき

2 主たる事務所の所在地

備前市浦伊部五八番地一一

三 廃止年月日

平成二十九年十二月三十一日

四 事業所番号

三三一一一〇〇〇三〇

五 サービスの種類

居宅介護

平成30年1月5日 岡山県公報 第11953号

◎岡山県告示第五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成三十年一月五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 総社賀陽線
- 三 道路の区域

区	域	新旧別	幅員	延長
総社市見延字小丸二八番二地先から 総社市見延字高畔一六二二番一地先まで		旧	六・六〇 一五・〇〇	一五五・〇
		新	八・六〇 二七・〇〇	一六四・〇
総社市見延字小丸二八番二地先から 総社市見延字高畔一六二二番一地先まで		旧	六・六〇 一五・〇〇	一五五・〇
		新	八・六〇 二七・〇〇	一六四・〇

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 美袋井原線
- 三 道路の区域

区	域	新旧別	幅員	延長
総社市中尾字中川原三五四六番一地先から		新	五・七〇 二八・〇〇	一一〇・九
			(メートル)	(メートル)

総社市中尾字中川原七二五番一地先まで ら 総社市中尾字中川原三五四六番一地先か	総社市中尾字中川原七二五番一地先まで
旧	
一・七〇 一・七〇	
一〇・九	

平成30年1月5日 岡山県公報 第11953号

◎岡山県告示第六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成三十年一月五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

県道		道路の種類	区間	供用開始年月日
美袋井原線	総社賀陽線	路線名	区間	年月日
総社市中尾字中川原七二五番一地先まで	総社市中尾字中川原三五四六番一地先から 総社市見延字高畔一六二二番一地先まで			平成三十年 一月五日

平成30年1月5日 岡山県公報 第11953号

〔一〕飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和二十八年法律第三十五号)第五十六条第一項の規定により平成二十九年十一月に収去した飼料の試験結果の概要は、次のとおりである。

平成三十年一月五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

平成30年1月5日 岡山県公報 第11953号

製造事業場等の名称及び所在地	収去場所	飼料の名称	製造年月	試験項目	違反の有無及び違反の内容
西日本飼料株式会社 岡山県倉敷市水島海岸通三丁目6番地3	同 左	日清丸紅印配合飼料 種豚用 しゅとん授乳期	平成29年10月	粗たん白質, 粗脂肪, 粗繊維, 粗灰分, カルシウム, リン, TDN	無
西日本飼料株式会社 岡山県倉敷市水島海岸通三丁目6番地3	同 左	日清丸紅印配合飼料 成鶏用 ネオ成鶏前期	平成29年10月	粗たん白質, 粗脂肪, 粗繊維, 粗灰分, カルシウム, リン, ME	無
ゴトウ物産株式会社 岡山県倉敷市玉島乙島8256番地69	同 左	65%魚粉N	平成29年11月	粗たん白質, 粗灰分	無
J A西日本くみあい飼料株式会社倉敷工場 岡山県倉敷市玉島乙島字新湊8265番地	同 左	くみあい配合飼料 肉豚C	平成29年10月	粗たん白質, 粗脂肪, 粗繊維, 粗灰分, カルシウム, リン, TDN	無
J A西日本くみあい飼料株式会社倉敷工場 岡山県倉敷市玉島乙島字新湊8265番地	同 左	くみあい配合飼料 スターレイヤー	平成29年10月	粗たん白質, 粗脂肪, 粗繊維, 粗灰分, カルシウム, リン, ME	無
日本農産工業株式会社水島工場 岡山県倉敷市児島塩生2767番地32	同 左	ノーサン印子豚育用配合飼料 ハッピー子豚	平成29年10月	粗たん白質, 粗脂肪, 粗繊維, 粗灰分, カルシウム, リン, TDN	無
日本農産工業株式会社水島工場 岡山県倉敷市児島塩生2767番地32	同 左	ノーサン印ブロイラー肥育前期用配 合飼料 セットアップ	平成29年10月	粗たん白質, 粗脂肪, 粗繊維, 粗灰分, カルシウム, リン, ME	無
中部飼料株式会社水島工場 岡山県倉敷市水島海岸通三丁目1番3	同 左	マル中印大すう用配合飼料 大す名人14	平成29年10月	粗たん白質, 粗脂肪, 粗繊維, 粗灰分, カルシウム, リン, ME	無
中部飼料株式会社水島工場 岡山県倉敷市水島海岸通三丁目1番3	同 左	マル中印幼すう育成用配合飼料 幼すホップ	平成29年10月	粗たん白質, 粗脂肪, 粗繊維, 粗灰分, カルシウム, リン, ME	無
小山物産株式会社 岡山県岡山市北区延友436番地1	同 左	マルコ印 65%飼料用魚粉	平成29年10月	粗たん白質, 粗灰分	無

平成30年1月5日 岡山県公報 第11953号

(二) 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第一項の規定により申請のあった新規土地改良事業の施行について、同条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、その申請を適当と決定したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

この公告に係る決定に対して異議がある者は、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に岡山県備前県民局長に申し出ることができる。

平成三十年一月五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請者

児島湾土地改良区

二 地区名

西七区支線64号(農地耕作条件改善(農業用排水施設)事業)

西七区支線77号()

西七区支線81号()

三 縦覧に供する書類

土地改良区定款

事業計画書

四 縦覧の期間

平成三十年一月五日から同月二十六日まで

五 縦覧の場所

岡山県備前県民局農林水産事業部

平成30年1月5日 岡山県公報 第11953号

〔三〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成三十年一月五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

都窪郡早島町前潟字西ノ内一七―二三、一一七―一四、一一七―一五、

一一七―一六

二 許可を受けた者の住所及び氏名

都窪郡早島町早島一九一〇―一エクセレンス早島B二〇五

齊藤 勇太

齊藤 諒子

三 許可番号

岡山県指令建指第一六二号

平成30年1月5日 岡山県公報 第11953号

〔四〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成三十年一月五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市三須字東田一三一六一、一三一六一三、一三一六一七

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市溝口五八一ー一ピユアA二〇一

小野 隼人

小野 景子

三 許可番号

岡山県指令建指第二二六号

平成30年1月5日 岡山県公報 第11953号

〔五〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成三十年一月五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市宿字仮屋一三〇〇一三

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市西郡九四三一三メゾンドシフォン二〇二号

佐近 僚

三 許可番号

岡山県指令建指第二〇〇号

平成30年1月5日 岡山県公報 第11953号

〔六〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成三十年一月五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市上林字宮後六八一―二、六八一―六

二 許可を受けた者の住所及び氏名

倉敷市中庄三二二五―一二アーバンハート倉敷B二〇五

木下 英彦

三 許可番号

岡山県指令建指第二四四号

平成30年1月5日 岡山県公報 第11953号

◎岡山県選管告示第一号

平成二年岡山県選管告示第八十一号（不在者投票を行うことができる施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成三十年一月五日

岡山県選挙管理委員会

委員長 藤原健補

表病院の項中

総合病院岡山赤十字病院

岡山市北区青江二一―一

を

岡山赤十字病院

岡山市北区青江二一―一

に、「医療法人閑

谷会介護老人保健施設シルバーセンター閑谷苑」を「介護老人保健施設備前閑谷苑」に、「備前市木谷二二〇―一」を「備前市木谷二一七―一」に改め、表老人ホームの項中

特別養護老人ホームみゆ

倉敷市幸町八一二七

を

き園

特別養護老人ホームみゆ
き園本館

倉敷市幸町八一二七

に、「特別養護老

人ホームみゆき園（ユニット型）」を「特別養護老人ホームみゆき園新館」に、「津山市下高倉東一九四三―一」を「津山市下高倉西一五八一―一」に、「玉野市山田一〇〇六一―一」を「玉野市長尾二二二―一二」に、「笠岡市横島一八九六」を「笠岡市横島一九四四―一」に、

人 ホ ー ム 組 合 作 東 寮 (特 養) を 「 特 別 養 護 老 人 ホ ー ム 作 東 寮 」 に 改 め る。	「	_____	_____
	_____	作東寮養護老人ホーム	美作養護老人ホーム組合 作東寮
	_____	美作市川北一〇八九	美作市川北一〇八九
	_____	に、	を
		「美作養護老	